

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	共同参画社会推進課	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（同）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）	（農林水産経営支援課）	二
○公有水面埋立ての免許	（水産業基盤整備課）	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	三
○土地区画整理組合の理事についての届出	（同）	三
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（同）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（教育庁特別支援教育室）	四
（二件）	（教育庁高校教育課）	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 選挙管理委員会		七
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		八
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分）		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）		九
○資金管理団体の届出事項の異動届		一

告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

一

○宮城県告示第九百七十五号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 巨理町サッカー協会

一 代表者の氏名 青田 俊彦

二 主たる事務所の所在地 巨理郡巨理町字上町二番地

三 定款に記載された目的 この法人は、子供から大人まですべての人に対し、スポーツ教室、スポーツクラブ運営並びに競技力・指導力の向上に関する事業を行い、スポーツの振興と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年九月二十七日

○宮城県告示第九百七十六号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 まかせて「安心」寺院サービス

一 代表者の氏名 酒井 勉

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区岡田字樋前十一番地

三 定款に記載された目的 近年、「献花葬」、「友人葬」、「音楽葬」等が、地域社会に好評を得、共感の輪を広げておりますが、地域・宗教により、従来の葬儀形式で行う例が多く、葬家の負担が重く深刻な悩みとなっております。これらの現状を踏まえ、本法人は、広く一般市民に対し、既成の風習・習慣に関わりなく、高額となつて現代の儀式（葬儀、葬送）全般の在り方を消費者と共に考え、二十一世紀にふさわしい「お金のかからない葬儀」、「心暖まる真心の葬儀」の実現へ向け、情報の発信とその啓

発に努めます。それに伴い、消費者保護に寄与すると共に、社会全体の福祉サービスの充実に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年十月四日

○宮城県告示第九百七十七号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十五日

事業所番号	〇四一五二〇一三三八	事業所の名称及び所在地	びつび栗生 仙台市青葉区栗生五丁目八・十	施設障害福祉サービスの種類	児童デイサービス	設置者名	特定非営利活動法人ひよこ会	指定年月日	平成二十二年十一月一日
事業所番号	〇四一五二〇〇七八一	事業所の名称及び所在地	アフタークラブあおぞら宮城野 仙台市宮城野区銀杏町二十番一号	施設障害福祉サービスの種類	児童デイサービス	設置者名	特定非営利活動法人あんしんどう福祉会	指定年月日	平成二十二年十一月一日

○宮城県告示第九百七十八号
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	宮城県第十五加入区	区域	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区	同意成立の届出年月日	平成二十二年九月二十七日	発起人の住所及び氏名	石巻市万石町一・十六 丹野 侃 石巻市塩富町一丁目七 近藤 正昭	養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第三十九号）第九十八条の四に規定するのり養殖業	区域内特定養殖業者数	二十一人
宮城県第	平成十九年宮			平成二十二年		東松島市野蒜字下沼十		漁業災害補償	八人		

十六加入区
宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の鳴瀬地区

九月三十日

七
手代木 千年
東松島市 浜市牛網字南
大浮足 浩二
手代木 浩二

法施行令（昭和三十九年政令第三十九号）第九十八条の四に規定するのり養殖業

三人

加入区	宮城県第二十二加入区	区域	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の塩釜地区	届出年月日	平成二十二年九月二十日	発起人の住所及び氏名	塩釜市牛生町十四・十一 佐藤 諭 多賀城市大代一丁目七 伊藤 幸則	養殖業の種類	法施行令（昭和三十九年政令第三十九号）第九十八条の四に規定するのり養殖業	区域内特定養殖業者数	三人
加入区	宮城県第四加入区	区域	平成二十一年宮城県告示第百二十二号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の矢本地区	届出年月日	平成二十二年九月二十七日	発起人の住所及び氏名	東松島市大曲字道下南 百十二・二 三浦 正信 東松島市大曲字下台八 阿部 雄美	養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第三十九号）第九十八条の四に規定するのり養殖業	区域内特定養殖業者数	十九人

○宮城県告示第九百七十九号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 免許年月日 平成二十二年十月六日
 - 二 免許を受けた者の名称 宮城県
 - 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
- 1 埋立区域
- (1) 位置

第一種飯子浜漁港区域内

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一二三番二に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ネ)点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位(DL + 一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一二六番地先に設置した飯子浜漁港原点(北緯三八度二三分五五秒 東経一四一度二九分一秒)から二〇六度五三分〇四秒 一四四・三〇〇メートルの地点

(ロ)点	(イ)点から	二九八度四八分四八秒	二・〇〇六メートルの地点
(ハ)点	(ロ)点から	二八度三六分三四秒	四・六〇一メートルの地点
(ニ)点	(ハ)点から	二九度〇七分四三秒	四・四二九メートルの地点
(ホ)点	(ニ)点から	三〇度〇五分五七秒	四・四三三メートルの地点
(ヘ)点	(ホ)点から	三一度一四分五一秒	四・四三二メートルの地点
(ト)点	(ヘ)点から	三一度二七分〇二秒	四・三七九メートルの地点
(チ)点	(ト)点から	三五度〇三分五八秒	五・四五二メートルの地点
(リ)点	(チ)点から	三六度〇三分〇九秒	五・三六九メートルの地点
(ロ)点	(リ)点から	三七度五三分五四秒	五・三七一メートルの地点
(ル)点	(ロ)点から	三九度四四分〇四秒	五・三七一メートルの地点
(ヲ)点	(ル)点から	四一度三四分二四秒	五・三七一メートルの地点
(ワ)点	(ヲ)点から	四三度二五分五二秒	五・三七二メートルの地点
(カ)点	(ワ)点から	四五度〇五分三六秒	四・三三七メートルの地点
(コ)点	(カ)点から	四六度二一分五七秒	四・一五三メートルの地点
(ク)点	(コ)点から	四七度三五分二八秒	五・一六一メートルの地点
(ケ)点	(ク)点から	四八度四四分四五秒	五・一三〇メートルの地点
(ツ)点	(ケ)点から	五一度一六分三三秒	一〇・九六四メートルの地点
(ネ)点	(ツ)点から	四八度二四分〇六秒	六・二三三メートルの地点
(ニ)点	(ネ)点から	五一度五四分四五秒	一六・六三九メートルの地点

(3) 面積

一、〇七六・五二平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種飯子浜漁港区域内

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一二六番に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(A)点と(B)点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位(DL + 一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(A)点 牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一二六番地先に設置した飯子浜漁港原点(北緯三八度二三分五五秒 東経一四一度二九分一秒)から二〇六度五八分二四秒 一五二・一七八メートルの地点

(B)点	(A)点から	三〇六度一六分四二秒	四八・八〇一メートルの地点
(C)点	(B)点から	五三度〇七分〇〇秒	四六・五二六メートルの地点
(D)点	(C)点から	四一度三五分四四秒	二四・六一三メートルの地点
(E)点	(D)点から	三八度一六分三七秒	四七・一八四メートルの地点

(3) 面積

五、一二七・九八平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

○宮城県告示第九百八十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画臨港地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九百八十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

菊 地 美 鶴 岩沼市朝日一丁目一番三号

○宮城県告示第九百八十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月四日

四 変更の内容

組合員以外の役員の選任

(変更前) 第十七条の二 組合員以外の役員は、五人以上の組合員が連署した推薦書記載の者を

総会の同意を得て選任することができる。ただし、組合員以外の役員は理事一人

監事一人までとする。

(変更後) 第十七条の二 組合員以外の役員は、五人以上の組合員が連署した推薦書記載の者を

総会の同意を得て選任することができる。ただし、組合員以外の役員は理事四人

監事一人までとする。

五 変更認可の年月日

平成二十二年十月七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立光明支援学校仮設校舎貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。

3 貸借借期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

4 設置場所 宮城県立光明支援学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

9 当該調達案件に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
 三 物品調達等に係る競争入札参加資格登録申請場所及び提出期限 入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者は、本県入札参加業者登録申請書を平成二十二年十月二十九日（金）午後五時十五分までに左記へ提出すること。

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二・二二一・三三三三五）

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室（担当 川合 康晴 電話〇二二・二二一・三六四七）

2 入札説明書及び設計図書書の交付期限

平成二十二年十一月十七日（水）午後五時十五分まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十一月十二日（金）から平成二十二年十一月十七日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十二年十一月二十四日（水）午後五時十五分まで

(二) 郵送により提出する場合

平成二十二年十一月二十四日（水）午後五時十五分までに、二重封筒とし、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載した中封筒に入札書を入れ密封し、表封筒に入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1の場所に到達すること。この場合、1の担当先で、その旨について必ず連絡すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十一月二十五日（木）午前十時

(二) 場所 宮城県行政庁舎 十六階教育庁会議室
 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び設計図書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号）第一条による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、賃貸借期間全体の賃貸借料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した賃貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Service required : Lease (including dismantling) of one temporary school building for Miyagi Prefectural Koumyo Special Needs Education School (one set)

2 Duration of Contract: April 1, 2014 to March 31, 2014

3 Location : Miyagi Prefectural Koumyo Special Needs Education School (Sendai City, Miyagi Prefecture)

4 Bid Deadline : November 24, 2010, 5 : 15 p.m.

5 Contact Person : Yasuharu Kawai, Special Needs Education Division, Board of Education

Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3647 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立名取支援学校仮設校舎賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び設計図書による。
- 3 賃貸借期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 4 設置場所 宮城県立名取支援学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
- 3 2以外の者で開札時までには宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 4 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
9 当該調達案件に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
三 物品調達等に係る競争入札参加資格登録申請場所及び提出期限 入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていない者は、本県入札参加業者登録申請書を平成二十二年十月二十九日(金)午後五時十五分までに左記へ提出すること。
千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課管理班(電話〇二二・二二一・三三三五)

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁特別支援教育室(担当 川合 康晴 電話〇二二・二二一・三六四七)

2 入札説明書及び設計図書の交付期限
平成二十二年十一月十七日(水)午後五時十五分まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十一月十二日(金)から平成二十二年十一月十七日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

- (一) 日時 平成二十二年十一月二十四日(水)午後五時十五分まで
- (二) 郵送により提出する場合

平成二十二年十一月二十四日(水)午後五時十五分までに、二重封筒とし、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載した中封筒に入札書を入れ密封し、表封筒に入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1の場所に到達すること。この場合、1の担当まで、その

旨について必ず連絡すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場
所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年十一月二十五日(木)午前十時二十分
- (二) 場所 宮城県庁庁舎 十六階教育庁会議室

五 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者

- 2 当該調達案件に係る入札説明書及び設計図書の本物の交付を受けない者

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 入札書には、賃貸借期間全体の賃貸借料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 本公告に示した賃貸借を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

- 8 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Service required : Lease (including dismantling) of one temporary school building for Miyagi Prefectural Natōri Special Needs Education School (one set)
- 2 Duration of Contract : April 1, 2011 to March 31, 2014

3 Location : Miyagi Prefectural Natōri Special Needs Education School (Natōri City, Miyagi Prefecture)

4 Bid Deadline : November 24, 2010, 5 : 15 p.m.

5 Contact Person : Yasunaru Kawai, Special Needs Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3647 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年十月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号) 百五十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年九月二十八日

四 落札者の名称及び所在地 カメイ株式会社宮城支店 仙台市若林区卸町五丁目三番地の七

五 落札金額 九百八十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年八月十七日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十二年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

大内じゅんと住みよ 大内 順 大内 陽子 仙台市泉区住吉台東五・二・一九 平成二十二年九月十日
い仙台を創る会

○宮選管告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部	熊谷 大	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区 榴岡一・六・三	仙台市宮城野区 小鶴一・一〇・二	平成二十二年 九月二十四日

みんなの党参議院宮城県第一支部	菊地 文博	同	仙台市宮城野区 原町二・三・五	仙台市宮城野区 原町三・五・二	平成二十二年 九月二十八日
-----------------	-------	---	-----------------	-----------------	---------------

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
くまがい大後援会	菅井 茂	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区 榴岡一・六・三	仙台市宮城野区 小鶴一・一〇・二	平成二十二年 九月十五日

大志会	熊谷 大同	同	仙台市宮城野区 榴岡一・六・三	仙台市宮城野区 田子一・六・五	平成二十二年 九月十五日
-----	-------	---	-----------------	-----------------	--------------

千田直人後援会	阿部 計	代表者	阿部 計	今野 和夫	平成二十二年 九月二十四日
---------	------	-----	------	-------	---------------

同	同	会計責任者	五島 博	今野 和夫	平成二十二年 九月二十四日
---	---	-------	------	-------	---------------

○宮選管告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十二年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日
大槻幹夫後援会	大槻 稲夫	平成二十二年八月三十一日	平成二十二年九月一日
サマーパーティー実行	我妻 健	平成二十二年九月十日	平成二十二年九月十五日

委員会

さわやか宮城	八木 洵	平成二十二年九月十日	平成二十二年九月十五日
チャレンジ宮城21	八木 洵	平成二十二年九月十日	平成二十二年九月十五日
安齋たみお後援会	鳥貴 正巳	平成二十二年九月十五日	平成二十二年九月二十二日
氏家ひとし後援会	高橋 善蔵	平成二十二年九月十九日	平成二十二年九月二十二日

○宮選管告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 安齋たみお後援会
報告年月日 平成22年9月22日

① 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

② 支出総額

政治団体の名称 氏家ひとし後援会
報告年月日 平成22年9月22日

① 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

② 支出総額

政治団体の名称 大槻幹夫後援会
報告年月日 平成22年2月8日

① 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

② 支出総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

② 支出総額

<p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 サマーパーティー実行委員会</p> <p>報告年月日 平成22年2月24日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入</p> <p>(ア) 2009パーテナー</p> <p>イ その他の収入</p> <p>10万円未満の収入</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費</p> <p>(ア) 人件費</p> <p>(イ) 事務所費</p> <p>イ 政治活動費</p> <p>(ア) 組織活動費</p> <p>(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p> a 政治資金パーティー開催事業費</p> <p>(ア) 寄附・交付金</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 さわやか宮城</p> <p>報告年月日 平成22年2月24日</p> <p>1 収入・支出の総額</p>	<p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア その他の収入</p> <p>10万円未満の収入</p> <p>合 計</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>合 計</p> <p>政治団体の名称 チヤリンジ宮城21</p> <p>報告年月日 平成22年2月24日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額</p> <p>イ 本年収入額</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>○阿部健伸市長選挙(11月11日)</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分の支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十二年十月十日</p> <p style="text-align: right;">阿部健伸市長選挙委員会 代表 阿部 健伸</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>政治団体の名称 安齋たみお後援会</p> <p>報告年月日 平成22年9月22日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p>
<p>4,143 円</p> <p>4,143 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>8,198,868 円</p> <p>47,145 円</p> <p>8,151,723 円</p> <p>8,182,379 円</p> <p>8,150,685 円</p> <p>8,150,685 円</p> <p>1,038 円</p> <p>1,038 円</p> <p>8,151,723 円</p> <p>695,812 円</p> <p>443,580 円</p> <p>252,232 円</p> <p>7,486,567 円</p> <p>23,284 円</p> <p>2,863,283 円</p> <p>2,863,283 円</p> <p>4,600,000 円</p> <p>8,182,379 円</p>	<p>7,468 円</p> <p>7,463 円</p> <p>5 円</p> <p>0 円</p> <p>5 円</p> <p>5 円</p> <p>5 円</p> <p>0 円</p> <p>49 円</p> <p>49 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p> <p>0 円</p>

<p>政治団体の名称 氏家ひとし後援会 報告年月日 平成22年9月22日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額 19,400 円</p> <p>イ 本年収入額 0 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>政治団体の名称 大槻幹夫後援会 報告年月日 平成22年9月1日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額 4,143 円</p> <p>イ 本年収入額 7 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 寄附 附 7 円</p> <p>(ア) 寄附(内訳別掲)</p> <p>a 個人からの寄附 7 円</p> <p>合 計 7 円</p> <p>【寄附の内訳】</p> <p>ア 個人からの寄附 (寄附者の名称) (金額) (住所)</p> <p>その他 7 円</p> <p>小 計 7 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費 4,150 円</p> <p>(ア) 組織活動費 4,150 円</p>	<p>合 計 4,150 円</p> <p>政治団体の名称 さわやか宮城 報告年月日 平成22年9月15日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額 16,609 円</p> <p>イ 本年収入額 1 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア その他の収入 120 円</p> <p>10万円未満の収入 120 円</p> <p>合 計 120 円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費 16,609 円</p> <p>(ア) 光熱水費 15,120 円</p> <p>(イ) 備品・消耗品費 859 円</p> <p>(ウ) 事務所費 630 円</p> <p>合 計 16,609 円</p> <p>政治団体の名称 さわやか宮城 報告年月日 平成22年9月15日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額</p> <p>ア 前年繰越額 7,468 円</p> <p>イ 本年収入額 1 円</p> <p>(2) 支出総額</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア その他の収入 1 円</p> <p>10万円未満の収入 1 円</p> <p>合 計 1 円</p>
---	---

(2) 支出の内訳
 ア 経常経費
 (ア) 備品・消耗品費
 合 計
 7,469 円
 7,469 円
 7,469 円

政治団体の名称 チヤレソング宮城21
 報告年月日 平成22年9月15日

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額
 2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 合 計
 (2) 支出の内訳
 ア 経常経費
 (ア) 備品・消耗品費
 合 計
 49 円
 49 円
 0 円
 49 円
 49 円
 0 円
 49 円
 49 円
 49 円

○宮選管告示第四十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十二年十月十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 佐藤 健一
 (その他の政治団体)
 資金管理団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日
 大志会 熊谷 大 主たる事務 仙台市宮城野区 仙台市宮城野区 平成二十二年
 所の所在地 榴岡一・六・三 田子一・六・五 九月十五日

○宮選管告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十一年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十一年宮選管告示

平成二十二年十月十五日
 佐藤 健一

収入・支出の総額
 (1) 収入総額 7,041,438 円
 「イ」 本年収入額 6,644,869 円
 「(2) 支出総額 6,452,069 円
 2 収入・支出の総額
 「ア」 寄附 6,600,000 円
 「(ア) 寄附(内訳別掲) 6,600,000 円
 「イ」 個人からの寄附 1,500,000 円
 「(寄附者の氏名) (金額) (住所) 」「安住 淳 1,500,000 円 石巻市」
 「小 計 1,500,000 円
 「ア」 政治団体からの寄附 1,700,646 円
 「イ」 政治活動費 1,500,000 円
 「(イ) その他の経費 6,452,069 円
 「合 計 8,144,869 円

収入・支出の総額
 (1) 収入総額 7,041,438 円
 「イ」 本年収入額 6,644,869 円
 「(2) 支出総額 6,452,069 円
 2 収入・支出の総額
 「ア」 寄附 6,600,000 円
 「(ア) 寄附(内訳別掲) 6,600,000 円
 「イ」 個人からの寄附 1,500,000 円
 「(寄附者の氏名) (金額) (住所) 」「安住 淳 1,500,000 円 石巻市」
 「小 計 1,500,000 円
 「ア」 政治団体からの寄附 1,700,646 円
 「イ」 政治活動費 1,500,000 円
 「(イ) その他の経費 6,452,069 円
 「合 計 8,144,869 円

収入・支出の総額
 (1) 収入総額 7,041,438 円
 「イ」 本年収入額 6,644,869 円
 「(2) 支出総額 6,452,069 円
 2 収入・支出の総額
 「ア」 寄附 6,600,000 円
 「(ア) 寄附(内訳別掲) 6,600,000 円
 「イ」 個人からの寄附 1,500,000 円
 「(寄附者の氏名) (金額) (住所) 」「安住 淳 1,500,000 円 石巻市」
 「小 計 1,500,000 円
 「ア」 政治団体からの寄附 1,700,646 円
 「イ」 政治活動費 1,500,000 円
 「(イ) その他の経費 6,452,069 円
 「合 計 8,144,869 円